

2025 年度 Q-Quest GROW 事業に関する委託契約書

JellyWare 株式会社（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、2025 年度 Q-Quest GROW 事業について、次の条項により委託契約（以下、本契約という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 2025 年度 Q-Quest GROW（以下「本事業」という。）は、クリエイター発掘の裾野を広げることを目的とし、原則 15歳以上30 歳未満の若手人材を対象に事業アイデアのブラッシュアップ及びプロダクト開発をプロジェクトマネージャー（以下、PM という）が伴走的に支援するプログラムを提供するものである。

- 2 甲は、乙に対し、本事業における以下の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
- (1) 乙の事業アイデアのプロダクトを開発する業務全般
 - (2) 本事業で開催される各プログラムへの参加
 - (3) PM の指導・助言に基づきプロジェクトを実施する業務全般
 - (4) 上記 (1) に付随して必要となる業務
 - (5) 上記業務を行うに必要な調査業務
 - (6) 上記業務を行うに必要な実証実験業務
 - (7) 上記業務の活動状況を PM に報告する業務
 - (8) その他上記業務に付随する業務

（委託契約事務処理要領の遵守）

第 2 条 委託業務の実施に当たっては甲の示す委託契約事務処理要領（次項に基づいて加除変更された場合は、変更後のものを指す。）を遵守しなければならない。

- 2 甲は、合理的理由がある場合、乙による委託業務実施の途中で、委託契約事務処理要領を、加除を含めて合理的範囲内で変更することができる。

（委託金）

第 3 条 甲は乙に、乙の委託業務の実施に必要な経費を負担するものとする。

- 2 上限負担金額は、2025 年 8 月に実施を予定しているセレクションに応じて、以下の金額とする。
- (1) セレクション通過の場合は最大、金 400,000 円
 - (2) セレクション不合格の場合は最大、金 50,000 円
- 3 チームの場合は、前項上限負担金額をチームメンバーで按分するものとする。
- 4 甲は、本事業で実施する集合プログラムの開催地が乙の所在地から県外であることを考慮し、乙の所在地及びチームメンバーの人数に応じて負担金の上限額を調整することができる。
- 5 負担する経費は、原則として領収書等の支払った金額が明記された証拠書類を確認できたものについて、支払いを認めるものとする。
- 6 委託金はすべての業務が完了した後に、一括で支払うものとする。

（委託期間と委託業務の完了期限）

第 4 条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、2025年 8 月 20 日から 2026 年 2 月 8 日までとする。

- 2 乙は、2026 年 2 月 8 日までに委託業務を完了しなければならない。

（再委託）

第 5 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（完了報告書）

第 6 条 乙は、2026 年 2 月 8 日までに、任意の形式により委託業務についての完了報告書及び経費の証拠書類を甲に提出しなければならない。

（検査の実施）

第 7 条 甲は、完了報告書を受理したときは、速やかにその内容について検査を行うものとする。甲の検査において内容が不十分と認められた場合には、乙に再提出の依頼を行うことができる。再提出の期日は甲乙協議の上、決定するものとする。

（証拠書類の整備）

第 8 条 乙は、委託金に関するすべての証拠書類を、第 7 条所定の検査が円滑に遂行できるように常に整備しておくとともに、委託業務完了日の属する年度終了後 5 年間保存しておかななければならない。

（知的財産権等の帰属）

第 9 条 本事業において乙が開発・制作したプロトタイプ、仕様書、設計図、プログラムその他の有形の成果物（以下、「成果物」という。）について、当該発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他法律で定められている権利（以下、合わせて「知的財産権」という。）は、当該発明等をなした乙に帰属するものとする。ただし、成果物に含まれないアイデア（未具現化の事業構想、概念等）については、甲及び本事業の他の参加者が自己の責任において自由に利用できるものとする。

- 2 甲は、本事業に関する広報活動（Webサイト、報告書、パンフレット、SNS等を含む）のため、プログラム中に撮影した写真・動画及び乙の氏名・所属・顔写真・成果物等（以下、「写真・動画等」という。）を使用・公開することがある。これらの情報の使用に関し、乙は本事業への参加をもって、使用・公開に同意したものとする。なお、甲は外部委託事業者を利用する場合にも適切に情報を管理するものとする。
- 3 乙は、前項の写真・動画等について、肖像権、氏名表示権、プライバシー権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容が著しく歪められたり、乙の名誉や信用を損なう態様で利用された場合はこの限りではない。

（個人情報の取扱い）

第 10 条 乙は、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示した場合はそれに従わなければならない。

- 2 乙の本プログラムに関して登録いただいた個人情報は甲で管理・保管し、本プログラムの参加受付・運営、第9条5項による公開、および本プログラムの案内に限って利用する。

（秘密保持）

第 11 条 甲及び乙は、本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で

開示する場合を除く。

2 甲及び乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(反社会的勢力の排除について)

第 12 条 甲または乙は、現在、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲または乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する事とする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲または乙が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、何らの催告をせず、他方当事者は、甲乙間におけるすべての契約関係を解除することができる。

(協議)

第 13 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

2 甲は、合理的努力によっても乙と連絡が取れず、本契約に基づく甲の乙に向けた意思を乙に届けることが困難と認める場合、当該意思の内容を乙が受け入れ、了解し、或いは同意し、その他当該意思内容に従った甲の行為に対して異議がない旨を表明したものとみなすことができる。なお、後日に連絡がとれた場合、甲及び乙は、上記連絡が取れなかった期間中の甲の行為を合法かつ有効と認めた上で、将来にむけた善後策について必要な調整を行うものとする。

(他事業参加の制限)

第 14 条 乙は本事業と同様の事業アイデアでもって、本事業以外の「令和5年度未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金 AKATSUKI プロジェクト」を交付事業には参加していないこと、かつ今年度にわたっても参加しないことを確約する。

(紛争解決)

第 15 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、各々自筆・署名の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

(その他)

第16条 上記事項の効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとし、また本プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 運営事務局は、本プログラムの実施期間終了までの間、参加規約を随時変更することができるものとします。変更後の参加規約は、運営事務局が運営する所定のサイト上または参加者に直接公開するものと

し、参加者は、プログラム終了までの参加規約の内容が運用されることを予め承諾するものとします。

(甲が提供する教材等の利用)

第17条 甲は、乙に対し、本事業の実施に必要な範囲で、甲または第三者が著作権その他の知的財産権を有する教材、資料、映像、テンプレート、オンラインプラットフォーム等（以下「提供教材等」という）を使用することを許諾する。乙は、提供教材等を本事業の目的に限り利用するものとし、その他の目的で使用してはならない。

2 乙は、提供教材等について、甲の事前の書面による許可なく、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 提供教材等の全部または一部の複製、転載、編集、案、販売
- (2) SNS、ブログ、動画投稿サイト等、不特定多数が閲覧可能な媒体への投稿・公開
- (3) 画面キャプチャ、録画・録音の取得およびその第三者への共有
- (4) 提供教材等の閲覧用URL、ログインID・パスワードその他アクセス情報の第三者へ開示または共有
- (5) その他、甲または第三者の知的財産権、プライバシー権を侵害しうる一切の行為

3 前項に違反し、甲または第三者に損害が発生した場合、乙は自己の責任と費用負担においてこれを解決し、甲に一切の損害を与えないものとする。

甲

東京都新宿区四谷 2-3-6 パルム四谷 702 号
JellyWare 株式会社

代表取締役 崔 熙元

乙

住所

氏名